

定 款

一般社団法人 世田谷造園協力会

一般社団法人 世田谷造園協力会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人 世田谷造園協力会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区内に置く。

2. 当法人は理事会の議決を経て、事務所の設置・変更・廃止を行うことが出来る。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、社員相互の親睦と資質の向上を図り、世田谷区における緑の重要性を深く認識し、都市緑化意識の高揚に努めると共に、造園緑化技術の向上、研究開発を行い、造園建設業の健全な発展を目指し、合わせて造園工事業を通じて世田谷区の緑化環境保全事業の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、非営利活動に関する事業として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と資質の向上を図るための行事
- (2) 造園建設業(公園・緑地・緑道, 運動場, 庭園及びそれらの維持・管理等)に関する調査、研究及び発表
- (3) 研究会、講習会その他目的遂行に関する会の開催
- (4) 造園緑化に関する情報、資料の収集及びその提供
- (5) 関係行政庁に対する協力
- (6) 造園建設業に関する関係官庁の諮問に対する答申・請願及び提案
- (7) 都市緑化及び環境保全に関する区民への啓蒙活動
- (8) 災害や緊急時における対応と対策
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2. 当法人は次のその他の事業を行う。

- (1) 公園及びその他の公共緑地等の管理運営に関する収益事業
- (2) 災害時における公共緑地等の維持管理に関する緊急対応のための収益事業
- (3) 緑化および防災に関するイベント等の運営についての収益事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に当てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員とする。

- (1) 正会員 世田谷区内に本店を有する造園建設業を営む法人であって、当法人の目的と事業に賛同したもの
また、世田谷区以外に本店を有する法人については別途協議する
- (2) 準会員 上記以外の者で、当法人の事業と目的に賛同した法人または個人

(入会)

第6条 当法人の成立後に会員になろうとするものは、正会員2名以上の推薦と共に、別に定めるところにより申し込みを行う。

2. 理事長は、入会申し込みがあったとき、理事会において入会適格審査をおこない、承認を受けたのちに、社員総会において入会の承認を得なければならない。
3. 第2項により入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(名簿)

第7条 当法人は、会員の氏名、所属する法人名及び住所を記載した名簿を作成し、定款と共に当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する

- (1) 会員が任意に、別に定める退会届を提出したとき
- (2) 会員である法人が解散したとき、また建設業法による造園工事業の許可を喪失したとき
- (3) 総会員が同意したとき
- (4) 前条の支払い義務を6ヶ月以上履行しなかったとき
- (5) 除名すべき正当な事由があるとき

2. 会員の除名は、当法人の定款その他の規則に違反したとき及び当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき等、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によって行う。この場合は一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

3. 会員が退会したときは、既納の拠出金は返還しない。また、当法人への債務等がある場合にはこれを清算するものとする。

第4章 社員総会

(種別)

第10条 社員総会は定時社員総会および臨時社員総会とする。

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会費等会員の経費負担額
- (4) 会員の入会の承諾および除名
- (5) 理事及び監事の選任または解任
- (6) 事業報告および収支決算の承認
- (7) 借入金(その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 総正会員数の5分の1以上から社員総会の目的及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第14条 社員総会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3. 社員総会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の

議決権の3分の2以上をもって決する。

- (1) 会員の入社承諾及び除名
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 監事の選任及び解任
- (4) 定款変更
- (5) 解散及び合併
- (6) その他法令で定められた事項

(表決権等)

第17条 議決権は各正会員につき一個とする。

2. 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の正会員及び親族を代理人として議決権の行使を委任することが出来る。但しこの場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
3. 前項の規定により議決権を行使した正社員は第16条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 役員

(役員設置)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とし、1名以上2名以内を副理事長とする。
 3. 理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における代表理事とし、副理事長をもって同法上の業務執行理事とする。
 4. 必要に応じ、正会員および準会員の中から顧問を若干名おくことが出来る。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 前項の規定にかかわらず、正会員以外のものから選任することが出来る。
3. 理事長及び副理事長は理事会の決議によって選任する。
4. 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 監事は理事または当法人の職員を兼ねてはならない。
6. 顧問は理事長が委嘱する。

(職務)

第21条 理事長は、当法人を代表し、その職務を執行する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に
は、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会の招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
5. 顧問は理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べる事が出来る。

(任期等)

第22条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した理事および監事の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
3. 増員により就任した理事の任期は現任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第23条 理事又は監事のうち、その定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第24条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第25条 当法人は役員に対して職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

2. 前項の財産上の利益は社員総会の決議によって定める。
3. 役員に対しては、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
4. 前3項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会をおく。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 社員総会に付議すべき事項
- (4) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 別に定める決められた日時における定時理事会
- (2) その他理事長が必要と認めたとき
- (3) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内の日を理事会とする理事会の招集を5日以内にしなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の7日までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる

(議決)

第31条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、当該理事の過半数をもって決する

2. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(決議の省略)

第32条 前条の規定に関らず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、下記の第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告及び付属する明細書を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、または支出することができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす

(剰余金)

第37条 当法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第8章 事務局等

(設置等)

第38条 当法人の事務処理を行うため、事務局を設置する。

2. 事務局には、理事から選任した事務局長1名と会計1名を置く。
3. 事務局長及び会計は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 当定款は、社員総会の決議によって変更することが出来る。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人は清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、世田谷区、または世田谷区に関連する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(広告)

第42条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

付則

1. 当法人の最初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。
2. 当法人の設立時の社員は以下の通りである。

設立時社員

| | |
|---------------|---------------------|
| 株式会社 石勝エクステリア | 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号 |
| 株式会社 上仁 | 東京都世田谷区用賀一丁目13番15号 |
| 株式会社 上保造園 | 東京都世田谷区松原五丁目11番12号 |
| 株式会社 岡野造園 | 東京都世田谷区粕谷二丁目5番8号 |
| 株式会社 小川植木 | 東京都世田谷区大蔵五丁目3番2号 |
| 小川造園 株式会社 | 東京都世田谷区喜多見七丁目18番13号 |
| 第一緑興 株式会社 | 東京都世田谷区粕谷三丁目9番5号 |
| 株式会社 蛭田植物園 | 東京都世田谷区北沢五丁目1番4号 |
| 株式会社 吉村造園 | 東京都世田谷区瀬田町4番3号 |
| 緑進造園 株式会社 | 東京都世田谷区羽根木一丁目18番3号 |
| 蘆花園植木 株式会社 | 東京都世田谷区八幡山二丁目18番1号 |
| 有限会社 和晃造園土木 | 東京都世田谷区粕谷四丁目9番7号 |

3. 当法人の設立時の役員は以下の通りとする。

設立時理事

| | |
|--------|--------------------------|
| 荒木 義一 | 東京都世田谷区船橋7丁目4番15-308号 |
| 久留島 了 | 神奈川県川崎市鉶区长沢4丁目16番26号 |
| 梶野 秀之 | 神奈川県横浜市金沢区能見台東11番10-804号 |
| 上野 伸 | 東京都世田谷区中町5丁目37番11号 |
| 上保 勝一郎 | 東京都世田谷区松原5丁目27番11-501号 |
| 岡野 正和 | 東京都世田谷区粕谷2丁目5番8号 |
| 中里 氏久 | 東京都世田谷区大蔵5丁目3番2号 |
| 小川 賢悟 | 東京都世田谷区玉川1丁目15番1-2004号 |
| 志村 大治 | 東京都世田谷区南烏山6丁目21番8号 |
| 吉村 長泰 | 東京都世田谷区瀬田5丁目4番3号 |
| 齋藤 悟 | 東京都世田谷区代田6丁目22番13号 |
| 林 健一郎 | 東京都府中市若松町3丁目29番地の14 |

設立時監事

蛭田 佐智子

東京都世田谷区北沢5丁目1番15号

水島 豊

東京都世田谷区八幡山2丁目15番19号

4. 当法人の設立時の代表理事は以下の通りとする。

設立時代表理事

吉村 長泰

東京都世田谷区瀬田5丁目4番3号

以上、一般社団法人世田谷造園協力会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成28年3月10日

| | | |
|-------|-----|---------------------|
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号 |
| | 法人名 | 株式会社 石勝エクステリア |
| | | 代表取締役 梶野 秀之 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区用賀一丁目13番15号 |
| | 法人名 | 株式会社 上仁 |
| | | 代表取締役 上野 伸 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区松原五丁目11番12号 |
| | 法人名 | 株式会社 上保造園 |
| | | 代表取締役 上保 勝一郎 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区粕谷二丁目5番8号 |
| | 法人名 | 株式会社 岡野造園 |
| | | 代表取締役 岡野 正和 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区大蔵五丁目3番2号 |
| | 法人名 | 株式会社 小川植木 |
| | | 代表取締役 中里 氏久 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区喜多見七丁目18番13号 |
| | 法人名 | 小川造園 株式会社 |
| | | 代表取締役 小川 賢悟 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区粕谷三丁目9番5号 |
| | 法人名 | 第一緑興 株式会社 |
| | | 代表取締役 志村 大治 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区北沢五丁目1番4号 |
| | 法人名 | 株式会社 蛭田植物園 |
| | | 代表取締役 蛭田 佐智子 |

| | | |
|-------|-----|---------------------------|
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区瀬田五丁目4番3号 |
| | 法人名 | 株式会社 吉村造園 代表取締役 吉村 長泰 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区羽根木一丁目18番3号 |
| | 法人名 | 緑進造園 株式会社 代表取締役 齋藤 悟 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区八幡山二丁目18番1号 |
| | 法人名 | 蘆花園植木 株式会社 代表取締役 水島 豊 |
| 設立時社員 | 所在地 | 東京都世田谷区粕谷四丁目9番7号 |
| | 法人名 | 有限会社 和晃造園土木 代表取締役 林健一郎 |